

# みんなで防ごう！高齢者虐待

相談者向け



平成 22 年 3 月



いわき市

## ～ も く じ ～

第1章	高齢者虐待と認知症の理解	1
第2章	高齢者虐待防止への取り組みに向けて	6
Ⅰ	地域包括支援センター	7
Ⅱ	早期発見・見守りネットワーク	8
Ⅲ	保健医療福祉サービス介入ネットワーク	9
Ⅳ	関係専門機関介入支援ネットワーク	13
参考資料		15

## ～ 第1章 高齢者虐待と認知症の理解 ～

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり、尊厳ある人生を送ることは、介護を必要とするか否かに関わらず、高齢者であるか否かを問わず、誰もが望むことです。

しかし、現実には、高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が社会問題化しています。

高齢者の中には「つらくても」、「不満があっても」、声を上げられない人がいると思われます。

また、介護をしている人の中にも、「介護疲れ」や「認知症への知識・理解不足」などの理由で、気付かない間に虐待をしてしまっている人がいます。

皆さんの身近にも、そのような人はいないでしょうか。



# I 「高齢者虐待」とは？

一般的に、高齢者と何らかの関係のある人によって、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する行為とされています。

## 身体的虐待

暴力を振るって、体に傷やアザ、痛みを与えること。

外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。



- 例** 殴る。つねる。蹴る。無理やり食事を口に入れる。やけど、打撲させる。ベッドに縛り付けたり、意図的に、過剰に薬を服用させたりして身体拘束・抑制する。など

## 心理的虐待

脅しや侮辱など、言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えること。

脅しや侮辱など、言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えること。



- 例** 怒鳴る。ののしる。悪口を言う。話しかけているのに、意図的に無視をする。侮辱をこめて子供のように扱う。排泄の失敗などを笑ったり、人前で話す。など

## 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用すること。本人に理由なしに金銭を使用させないこと。

本人の合意なしに財産や金銭を使用すること。本人に理由なしに金銭を使用させないこと。



- 例** 生活費を渡さない、使わせない。自宅などの財産を、本人に無断で売却する。年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する。など

## 性的虐待

本人が同意していない、あらゆる性的な行為やその強要。

本人が同意していない、あらゆる性的な行為やその強要。



- 例** 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス・性器への接触・セックスを強要する。など

## 介護・世話の放棄・放任

必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしないこと等により、

高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。



- 例** 髪が伸び放題。皮膚が汚れている。入浴させず異臭がする。著しい空腹状態・栄養失調状態である。室内がゴミだらけなどの、劣悪な住環境で生活させられている。など

## Ⅱ 高齢者虐待を「防止」するために

高齢者虐待に対する認識を高めることはもちろん、介護をする人の負担を軽くし、悩んだとき、困ったときに気軽に相談できるような環境が重要です。

### 1 介護の負担を軽くすること

介護をすることは、肉体的にも精神的にも大きなストレスとなることがあります。こうしたストレスを溜め込まないことが、介護をする人と受ける人の人間関係を円滑にする秘けつです。

介護保険サービスの利用や、高齢者の福祉サービスなどを活用することで介護負担を軽くすることもひとつの手段です。

気にかかるどのようなことでもいいので、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

### 2 地域で支えあうこと

寝たきりや認知症など、身近に介護が必要な高齢者がいる家庭がある場合は、地域から孤立しないよう、温かく見守りましょう。

もし、虐待を疑うようなことに気付いた場合は、自分ひとりで悩まず、どんな小さなことでもいいので、地域包括支援センターや民生委員などに連絡・相談してください。

## Ⅲ 高齢者虐待につながる理由のひとつ 「認知症」に対する知識・理解の不足について

少し前のことを覚えていなかったり、同じことを繰り返し聞かれたりして、つい怒鳴ってしまうことなどがあるかもしれません。これまでとは違う対応を求められたり、認知症の症状を受け入れることができなかつたりすると、日ごろからストレスが溜まり、結果的に虐待に繋がってしまうといった場合があります。

大切なポイントは「早期発見・早期診断」です。認知症に関する相談窓口や、専門医療機関（参考資料「[認知症に関する相談・連絡先一覧](#)」参照）を訪れることに、強い抵抗感を覚える人は少なくありません。しかし、認知症は、早期に発見して、診断を受けることが大切なのです。そして、早期に適切なケアを受けることで、症状をやわらげたり、薬によって進行を遅らせたりすることができるのです。

また、専門的な立場からのアドバイスを受けることにより、認知症に対する「心構え」と、うまく暮らしていくための「備え」を持つことができます。

## 1 「認知症」とは？

認知症とは、「もの忘れが激しく体験したことをすべて忘れてしまう」「道具の使い方や着替えの仕方が分からなくなる」「同じことを何度も聞いてきたり、意味不明なことを言う」など、脳の働きが低下し、日常生活に支障を来たす状態のことを言います。

認知症は、脳の神経細胞が減少することで起こる「アルツハイマー型認知症(全体の40～60%)」が最も多く、次いで、脳の血管が詰まることで起こる「脳血管性認知症(15～30%)」、そして、脳の神経細胞に特異な変化(レビー小体)が出現する「レビー小体型認知症(15～20%)」などが代表的で、認知症の多くがこれらのタイプによるものです。

認知症は、高齢になるほど発症率が高くなります。65歳ではわずか数パーセントの発症率ですが、75歳を過ぎるころから急激に増え、85歳を過ぎると4人に1人は認知症の高齢者と言われています。

## 2 変化に気付いたときに「早期発見・早期診断」のチャンス

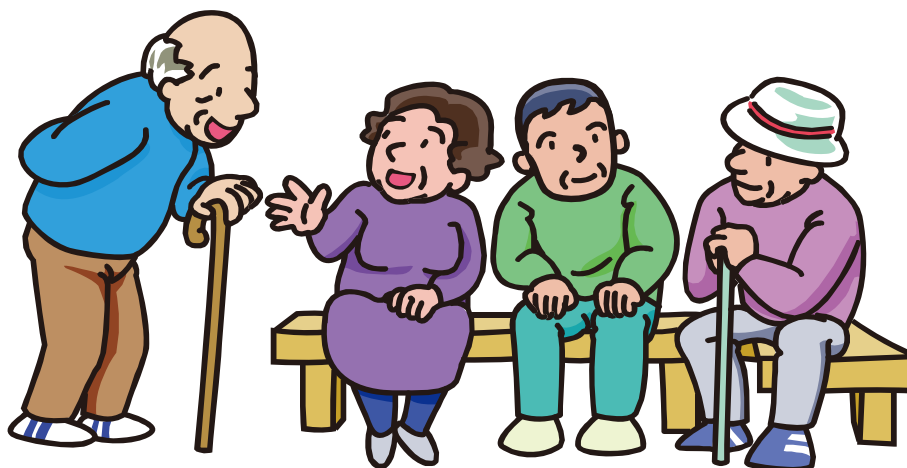
高齢社会にあって、認知症は、誰に起きてても不思議ではありません。近年は、働き盛りの世代で発症する若年性認知症も増えてきています。

「あれ?」「ちょっとおかしい・・・」と感じた場合は、早めに相談窓口や認知症に関する専門医療機関で相談・受診することが大切です。

## 3 「適切なケア・地域の支えあい」があれば、今の暮らしが続けられる

認知症の人に適切に対応するためには、認知症に関して十分に理解することが必要です。

認知症にはどんな種類があり、どのような症状が出るか、どうケアすれば本人が安心するかを知り、そして地域で、お互いに支えあう人たちがいれば、住み慣れた場所での暮らしが続けられるのです。



## ～ (参考) 高次脳機能障害について ～

認知症と似た症状に、「高次脳機能障害」があります。

参考として、ここで、この障害について触れてみたいと思います。

### 【高次脳機能障害とは】

この障害は、精神疾患ではありません。脳血管障害や頭部外傷、感染、中毒疾患などの様々な原因によって、脳が損傷を受けたために起きる症状（後遺症）であり、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害が発生した状態を指します。

その状態については、大別すると 10 種類程度に分類されますが、ここでは、その中で主なものを紹介します。

### 【高次脳機能障害の特徴】

- 話せない：「失語」
- 覚えられない：「記憶障害」
- ぼんやりしている：「注意障害」
- 行き当たりばったりの行動をする：「遂行機能障害」
- すぐ怒る：「感情コントロールの低下」
- どこが悪いかわからない：「病識の欠如」



- 外見からはわかりにくい
- 性格のせいとされる
- 短時間会っただけでは、障害であることが理解されない
- 身体障害者手帳を取得できないことが多い

参考資料：「高次脳機能障害者の実態と支援施策に関する要望」

(平成17年6月)

東京高次脳機能障害協議会代表 矢田千鶴子

## ～ 第2章 高齢者虐待防止への取り組みに向けて ～

高齢者虐待防止法において、市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています。

いわき市は、「早期発見・見守りネットワーク」「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3つのネットワークを構築し、互いに連携して対応することによって、高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者などに対する適切な支援を行っていきます。

なお、各ネットワークの構築は地域包括支援センターが中心になって市と連携を取りながら、進めて行きます。



## I 地域包括支援センター

『地域包括支援センター』は、高齢者虐待防止ネットワークの調整役として、また高齢者虐待に関する総合相談窓口として、高齢者虐待の防止・早期発見に対応する組織です。

虐待が疑われると感じた場合、速やかに次に記載されている「地域包括支援センター」に連絡・相談してくださるよう、御協力をお願いします。

平地域包括支援センター

☎ 22-1174

小名浜地域包括支援センター

☎ 53-4760

勿来・田地域包括支援センター

☎ 63-2140

常磐・遠野地域包括支援センター

☎ 43-2151

内郷・好間・三和地域包括支援センター ☎ 27-8660

四倉・久之浜大久地域包括支援センター ☎ 32-2115

小川・川前地域包括支援センター

☎ 83-1411



## II

## 早期発見・見守りネットワーク

『早期発見・見守りネットワーク』は、地域住民、民生委員及び地区社会福祉協議会などを中心に、虐待の防止・早期発見・見守り機能を担います。

具体的には、高齢者との普段の関わりや、住民の生活に密着した立場から生活の変化を把握し、その情報を「地域包括支援センター」に伝える働きかけをするものです。(相談・通報者のプライバシーは保護されます)

また、ネットワークが機能することにより、虐待を防止でき、仮に虐待が疑われるような場合でも、早期に発見し適切な対応を取れるため、問題が深刻化する前に解決することも可能です。

「虐待を発見した」あるいは「虐待が疑われる」ことを連絡・相談することは、決して虐待している人を処罰するためではなく、高齢者とその家族に必要な支援を行うためであるということを、私たち一人ひとりが認識する必要があります。

### 1 ネットワークの主な構成員

地域住民、区長、自治会、地域団体(老人会・婦人会等)、民生委員、地区社会福祉協議会など

### 2 構成員の役割

#### (1) 地域住民・区長・自治会・地域団体(老人会・婦人会等)

ア 高齢者や家族が、地域から孤立しないように見守り・声かけをします。

イ 地域に住む高齢者やその家族にとって身近な存在であり、相談しやすい立場にあります。相談を受けた場合は、その内容を十分に聞き取ることが重要です。

ウ また、虐待が疑われると感じた場合、速やかに地域包括支援センター、あるいは民生委員などに連絡・相談してください。

#### (2) 民生委員・地区社会福祉協議会

ア 地域の高齢者の相談役、見守り役を担います。

イ 地域の身近な機関として、家族から介護などの相談を受けます。

ウ 地域住民などから、虐待に関する相談を受けたら、その内容について、速やかに地域包括支援センターへ連絡を行います。



## 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

『保健医療福祉サービス介入ネットワーク』は、高齢者への虐待防止・家族等の介護負担の軽減等に向けてどのように対応するかをチームとして検討し、適切な支援を行っていく機能を担います。

具体的には、地域包括支援センターが中心となって、「高齢者虐待ケア会議」などを随時開催し、高齢者及びその家族などを支援していきます。

### 1 ネットワークの主な構成員

居宅介護支援事業所、在宅サービス等提供事業者、医療機関、保健所、地区保健福祉センターなど

### 2 構成員の役割

#### (1) 居宅介護支援事業所

ア 虐待の防止・対応及び啓発活動への協力を行います。

イ サービス提供時に、高齢者や家族の様子をうかがい、虐待が疑われると感じたら、速やかに地域包括支援センターに連絡を行います。

ウ 家族から介護に関する相談を受けた場合、適切な福祉サービスの利用をアドバイスします。

#### (2) 在宅サービス等提供事業者

ア 虐待の防止・対応及び啓発活動への協力を行います。

イ 在宅サービス提供時に、高齢者や家族の様子をうかがい、虐待が疑われると感じたら、速やかに担当ケアマネジャーに連絡します。担当ケアマネジャーは状況を確認の上、地域包括支援センターに連絡・相談を行います。

ウ 家族から介護に関する相談を受けた場合は、適切な福祉サービスの利用をアドバイスします。

#### (3) 医療機関

ア 虐待の防止・対応及び啓発活動への協力を行います。

イ 診察を通じての虐待の発見及び発見時の支援（健康状態の確認、診断、医療の提供、助言など）を行います。

ウ 受診時などに虐待が疑われる場合、地域包括支援センターへの連絡を行います。

#### (4) 保健所

- ア 保健師が介護されている高齢者又は介護している家族からの精神的な問題や、認知症に関する相談を受けます。
- イ その中で、虐待が疑われると感じたら、地域包括支援センターに連絡を行います。

#### (5) 地区保健福祉センター

- ア 虐待に関する責任主体である市の機関として、日常業務を通して、虐待の防止・対応を行うほか、虐待や介護に関する相談を受け、適切な福祉サービスの利用をアドバイスします。
- イ 保健師が介護されている高齢者又は介護している家族からの精神的な問題や、認知症に関する相談を受けます。
- ウ 地域包括支援センターとの連携を図り、高齢者虐待ケア会議などで関係者と協議を行うほか、緊急時には、市内の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所、ショートステイ利用といった対応を講じます。
- エ 虐待の状況によって、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると判断される場合には、「立入調査」を実施します。

#### 保健医療福祉サービス介入ネットワーク構成員のみなさんへ

「生命・身体に関わる危険な状態である」と判断されれば、刑法などの刑罰法令に抵触する場合（暴行、傷害、保護責任者遺棄、強制わいせつなど）があり、犯罪捜査が必要となるため、地域包括支援センターだけでなく、警察への速やかな通報をお願いします。

～ 連絡先 ～

- いわき中央警察署 生活安全課 ☎26-2121
- いわき東警察署 生活安全課 ☎54-1111
- いわき南警察署 生活安全課 ☎63-2141

## ～ 「高齢者虐待ケア会議」とは ～

本市では、個別の虐待事例について協議・検討する場合、「高齢者虐待ケア会議」を開催しています。ここでは、同会議の概要について説明します。

この会議は、虐待事例への対応について関係者が一堂に会し、支援の方法などについて検討するものです。

虐待に関する相談などが寄せられた場合、地域包括支援センター、地区保健福祉センター及び担当ケアマネジャーなどが情報を共有し、連携して対応することとなりますが、より多くの関係者(警察、医療機関など)がさらに連携して見守り体制を構築する必要がある場合や、早急に対応する必要がある場合など、状況に応じて開催しています。



## ～ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について ～

施設や事業所においても高齢者虐待は起こり得る問題です。

高齢者虐待防止法において、養介護施設従事者などによる高齢者虐待を発見した場合には、市町村に通報することが義務付けられています。

また、従事者が内部告発をした場合でも、そのことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないことが明記されています。

通報を受けた市町村は、通報内容について、養介護施設や養介護事業所、虐待を受けたと思われる高齢者に対して事実確認調査を行い、その結果を都道府県に報告します。

都道府県及び市町村の指導などに従わない場合、老人福祉法・介護保険法に規定された勧告・命令、指定の取消し処分を受けることとなります。

また、都道府県は、市町村が高齢者虐待と認めた事例について、毎年度、公表することになっています。

このことは、施設や事業者制裁を加えることが目的ではなく、介護サービスの質を高め、高齢者虐待の防止に向けての取り組みを強化することが大きなねらいとなっています。

※「養介護施設」「養介護事業」について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項第一号及び第二号の規定に基づく表記で、老人福祉法及び介護保険法で定められた施設、事業を総称したものです。

養介護施設	
老人福祉法	老人福祉施設
	有料老人ホーム
介護保険法	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	地域包括支援センター
養介護事業	
老人福祉法	老人居宅介護支援事業
介護保険法	居宅サービス事業
	地域密着型サービス事業
	居宅介護支援事業
	介護予防サービス事業
	地域密着型介護予防サービス

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・相談先】

長寿介護課 介護支援係 電話 22-7467（直通）

## IV

# 関係専門機関介入支援ネットワーク

『関係専門機関介入支援ネットワーク』は、地域の通常の相談や介護支援の範囲を超えて専門的な対応を必要とされる場合に、協力を得るための機能を担います。

特に、当該ネットワークでは、警察、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関などと連携を図ります。

具体的には、「高齢者虐待ケア会議」などの各種会議へ積極的に参加し、専門的支援への助言・協力などを行います。

## 1 ネットワークの主な構成員

警察、消防、弁護士、司法書士、専門医療機関、社会福祉士、消費生活センター、人権擁護委員など

## 2 構成員の役割

### (1) 警察

ア 市民からの虐待に関する相談を受けます。

イ 地区保健福祉センターからの要請を受け、立入調査への立ち会いなどの協力を行います。

ウ 警察で虐待の相談を受けた場合、若しくは警察で虐待を発見した場合、必要な捜査と地域包括支援センターへの連絡を行います。

### (2) 消防

ア 救急搬送時に虐待が疑われる場合（顔や体のあざ、不自然な傷、同一世帯からの頻繁な救急出動要請など）地域包括支援センターへ連絡を行います。

### (3) 弁護士・司法書士

ア 市民からの相談に対する専門的（法律的）な助言を行います。

イ 相談対応時に虐待が疑われる場合、地域包括支援センターへ連絡を行います。

#### (4) 認知症に関する専門医療機関

- ア 虐待の防止・対応及び啓発活動への協力を行います。
- イ 診察を通じて虐待の発見及び発見時の支援（健康状態の確認、診断、医療の提供、助言など）を行います。
- ウ 受診時などに虐待が疑われる場合、地域包括支援センターへ連絡を行います。

#### (5) 社会福祉士

- ア 日常業務を通して虐待や介護に関する相談を受け、虐待の防止・対応を行うほか、適切な福祉サービスの利用をアドバイスします。
- イ その中で、虐待が疑われると感じたら、地域包括支援センターへ連絡を行います。

#### (6) 消費生活センター

- ア 経済的虐待(家族が高齢者本人名義で売買するなど)に関する相談・支援を行うほか、地域包括支援センターなどで経済的虐待の相談を受けた後の対応方法について助言などを行います。
- イ 消費生活センターにおける相談対応時に虐待が疑われる場合、地域包括支援センターへ連絡を行います。

#### (7) 人権擁護委員

- ア 相談対応時に虐待が疑われる場合、地域包括支援センターへ連絡を行います。

### 関係専門機関介入支援ネットワーク構成員のみなさんへ

「生命・身体に関わる危険な状態である」と判断されれば、刑法などの刑罰法令に抵触する場合（暴行、傷害、保護責任者遺棄、強制わいせつなど）があり、犯罪捜査が必要となるため、地域包括支援センターだけではなく、警察への速やかな通報をお願いします。

～ 連絡先 ～

- いわき中央警察署 生活安全課 ☎26-2121
- いわき東警察署 生活安全課 ☎54-1111
- いわき南警察署 生活安全課 ☎63-2141

## 高齢者虐待・認知症に関する相談・連絡先一覧

認知症を放っておくと、症状をだんだん悪化させてしまいます。「もしかして認知症かな？」と思われたら、早めにかかりつけ医や専門医療機関、お近くの相談窓口にご相談しましょう。医療機関では、問診、検査、治療などを受けていくことになります。

### 1 いわき市相談窓口

いわき市における相談窓口は、次の機関となります。福祉に関する総合的な相談に応じるほか、各種保健福祉サービスを利用するときの申請窓口でもあります。

施設名	所在地	電話番号
平地区保健福祉センター	市役所本庁舎内	22-7457
小名浜地区保健福祉センター	小名浜支所内	54-2111(代表)
勿来・田人地区保健福祉センター	勿来支所内	63-2111(代表)
常磐・遠野地区保健福祉センター	常磐支所内	43-2111(代表)
内郷・好間・三和地区保健福祉センター	総合保健福祉センター内(2階)	27-8691
四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	四倉支所内	32-2114
小川・川前地区保健福祉センター	小川支所内	83-1329

### 2 地域包括支援センター

高齢者の総合相談支援、虐待防止や人権・財産などを守る権利擁護、地域の様々なネットワークを活用した地域生活支援、要支援者等へのケアマネジメントなど、高齢者の生活を支える総合機関です。

施設名	所在地	電話番号
平地域包括支援センター	市役所本庁舎内	22-1174
小名浜地域包括支援センター	小名浜支所内	53-4760
勿来・田人地域包括支援センター	勿来支所内	63-2140
常磐・遠野地域包括支援センター	常磐支所内	43-2151
内郷・好間・三和地域包括支援センター	総合保健福祉センター内(2階)	27-8660
四倉・久之浜大久地域包括支援センター	四倉支所内	32-2115
小川・川前地域包括支援センター	小川支所内	83-1411

### ③ 「もの忘れ」の相談ができる医師

適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を修了した内科等の様々な診療科の医師です。

(平成21年12月現在：最新情報は、随時更新されますので、福島県ホームページ(高齢福祉課)をご覧ください。)

医療機関名・施設名(医師氏名)		電話番号	医療機関名・施設名(医師氏名)		電話番号
平	(医)こまつ内科(小松正文)	34-6611	小名浜	(医)道済会みちや内科胃腸科(齊藤道也)	58-4180
	(医)ストレスクリニック(松崎博光)	24-1851		賀沢内科胃腸科医院(賀沢秀雄)	54-6200
	(医)佐藤クリニック(佐藤博紀)	25-2725		中山医院(中山元二)	55-8141
	(医)酒井医院(酒井邦雄)	23-1055	勿来	橋本医院(橋本慶紀)	62-5258
	(医)清水医院(清水和政)	25-2238	常磐	(医)社団秀友会箱崎医院(箱崎秀樹)	42-3131
	あんざいクリニック(安齋光昭)	88-6305		(医)春陽会春山外科胃腸科医院(春山貞雄)	44-4011
	いがり内科クリニック(猪狩咲子)	22-7105		(医)心生会織内医院(織内素生)	44-1133
	(医)渡辺内科・胃腸科(渡邊宣佳)	25-7272	内郷	(医)明生会高原整形外科(高原光明)	45-0123
	(医)医和生会山内クリニック(山内俊明)	25-8181		(医)あさうら会須田医院(大友貴史・須田滉)	27-6060
	(医)松尾会松尾病院(陣内弘和)	22-4421		磐城共立病院(油井満)	26-3151
	国立病院機構いわき病院(中川貴司)	55-8261	四倉	(医)秀誠会下遠野内科胃腸科クリニック(下遠野秀文)	27-1111
	(医)長谷川医院長谷川整形外科医院(長谷川徳男)	25-5691		(医)長瀬内科胃腸科(長瀬紀子・長瀬克慶)	32-3125
	小川医院(小川善久)	29-3111		医療法人社団木田医院(木田光一)	32-8880
	森田産婦人科麻酔科医院(森田恒之)	23-3541	遠野	(医)泰成会木村医院(木村守和)	32-2995
	草野老人内科(佐藤浩人)	38-6780		(医)こじま内科(小島俊彦)	74-1500
	本町通りクリニック(園部夏実)	24-7830		小松医院(小松典男)	89-2041
	小名浜	社団医療法人容雅会 中村病院(中村雅英・鈴木久美子)	53-3141	好間	(医)そうまクリニック(相馬俊之)
中山クリニック(中山和久)		73-1112	小川	介護老人保健施設二ツ筋荘(高橋弘)	83-2428

### ④ 「認知症」の診療を行っている専門の医療機関

(平成21年12月現在：最新情報は、随時更新されますので、福島県ホームページ(高齢福祉課)をご覧ください。)

医療機関名・施設名	電話番号	画像診断を用いた鑑別診断			医療機関名・施設名	電話番号	画像診断を用いた鑑別診断			
		院内で検査可能	院外に紹介し検査可能	専門外来有り			院内で検査可能	院外に紹介し検査可能	専門外来有り	
(財)石城精神医学研究所附属新田目病院	28-1222		○		平	国立病院機構いわき病院	55-8261	○		
松村総合病院	23-2161	○			小名浜	医療法人社団正風会石井脳神経外科・眼科病院	58-3121	○		
舞子浜病院	39-2059		○			いずみ心療内科クリニック	75-0707		○	
長春館病院	39-3090		○		常磐	(医)恒温会いわき草木台総合クリニック	28-1145	○		
中野内科クリニック	22-7200	○			内郷	長橋病院	26-3526		○	
こころのクリニック	25-0707		○	○		(医)あさうら会須田医院	27-6060	○		
本町通りクリニック	24-7830	○		○		そのだ内科クリニック	45-2345	○		
(医)松尾会松尾病院	22-4421	○			四倉	医療法人社団石福会四倉病院	32-5321	○		
いわき脳神経外科	23-2000	○			好間	そうまクリニック	36-4555		○	

### ⑤ その他の相談先

#### ① (社)認知症の人と家族の会福島県支部いわき地区家族の会(電話番号：25-4042)

同じ悩みを持つ人々やボランティアなどが、お互いの悩みを相談し合い、励ましあう会です。介護についての情報交換や研修会、会報の発行などを通じて、認知症の人とその家族への支援と福祉向上を目的としています。

#### ②市内警察署(生活安全課)

いわき中央警察署 電話番号 26-2121 (代表)

いわき東警察署 電話番号 54-1111 (代表)

いわき南警察署 電話番号 63-2141 (代表)



## みんなで防ごう！高齢者虐待

平成 22 年 3 月発行

発 行 いわき市

編 集 いわき市保健福祉部長寿介護課

〒 970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

TEL 0246(22)1111 代表